

復興防災DX研究会設置要綱

(目的)

第1条 本県における災害対応に係る様々な場面でのデジタル技術の活用の方向性等について検討するに当たり、広く有識者等から意見聴取を行うため、復興防災DX研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、災害対応に係る様々な場面でのデジタル技術の活用の方向性等について検討するために意見を聴取するものとする。

(構成)

第3条 研究会は、岩手県復興防災部長が就任を依頼する者の出席をもって開催する。

(座長及び副座長)

第4条 研究会には、座長及び副座長を置き、構成員の互選により選出する。

2 座長は会議の進行を行い、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、岩手県復興防災部長が招集する。

2 岩手県復興防災部長は必要と認める場合には、第3条に定める者以外の関係者を招集することができる。

(庶務)

第6条 研究会の事務局は、岩手県復興防災部復興危機管理室、復興くらし再建課及び防災課により構成し、庶務は、復興危機管理室において処理する。

(設置期間)

第7条 研究会の設置期間は、3年以内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、岩手県復興防災部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。